

WATASHINO 広告掲載規約

第1条（適用）

WATASHINO 広告掲載規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社山櫻（以下「当社」といいます。）が運営するウェブサイト「WATASHINO」（以下「当サイト」といいます。）の広告掲載に関する諸条件を定めるものです。当社のウェブサイト上で随時掲載する本サービスに関するルール、注意事項、諸規定等は、本規約の一部を構成します。

第2条（定義）

本規約において、以下の用語は、各々以下に定める意味で使用するものとします。

- （1） 広告掲載
ウェブサイト「WATASHINO」（<https://www.watashinomag.com/>）内に広告を掲載することを意味します。
- （2） 掲載希望者
当サイト内に広告の表示を希望する者を意味します。
- （3） 利用者
当社と広告掲載契約を締結した者を意味します。
- （4） 広告掲載契約
広告掲載を目的とした契約を意味します。
- （5） 本件申込書
広告掲載の申込みに用いる当社所定の書式の書面または電磁的記録を意味します。
- （6） 掲載広告
広告掲載のために当サイトに掲載される文章、画像その他のコンテンツの集合を意味します。
- （7） 広告内容等
広告掲載の対象となる商品及びサービス、利用者が提供した掲載広告、並びに広告掲載によって当サイトからリンクされるリンク先のウェブサイト及びアプリケーションその他のメディアの内容の総称を意味します。
- （8） 広告料金
広告掲載の消費税別対価を意味します。

第3条（本規約の変更・通知）

- 1. 本規約は、当社の判断により改定することができます。
- 2. 利用者の権利を制限し、あるいは新たに義務を課す変更については、当社は利用者に対して、当該変更内容および変更時期を書面もしくは電子メールその他適当な手段により事前に通知し、またはインターネットにより周知するものとします。

3. 前項の通知または周知がされたにもかかわらず、広告掲載を継続した場合または利用者が異議を述べずに一定期間が経過した場合には、利用者は、当該変更について同意したものとみなされます。

第4条（広告掲載契約の成立）

1. 掲載希望者は、別途当社が承諾した場合を除き、広告掲載の申込みを、本件申込書を用いて行わなければなりません。
2. 掲載希望者からの広告掲載の申込みに対して、当社が承諾の意思表示をしたときに、広告掲載契約が成立します。
3. 広告掲載契約の成立後も、当社は、利用者に通知することにより、広告掲載を中止し、もしくは取りやめることができ、またはその開始日を変更できるものとします。

第5条（掲載広告の入稿方法）

1. 利用者は、当社が指定する日時までに、当社が別途指定する形式及び条件を満たす掲載広告を、当社が別途指定する方法で当社に提供（以下「広告入稿」といいます。）しなければなりません。
2. 広告入稿が行われなかった場合、当社は、広告入稿または素材提供が完了するまで広告掲載契約に基づく義務の履行を中止し、必要に応じて掲載広告の制作の納期及び広告掲載期間等を変更できるものとします。この場合、利用者は、当該中止または変更に関し、損害賠償または広告料金の減額その他の請求を行うことはできません。
3. 当社は広告入稿を受けた後、掲載広告の広告審査を行うことができるものとします。当社は、広告審査の結果、掲載広告を修正する必要があると判断した場合、利用者にその旨を通知します。利用者は、かかる通知を受けた場合、必要な修正を行い、再度広告入稿を行わなければなりません。なお、当社が掲載広告の修正を求めなかった場合であっても、利用者は、これを理由として広告掲載の契約上の責任その他の責任を免れることはできません。
4. 広告入稿の再実施により広告掲載の開始が遅延した場合であっても、利用者は、当該遅延に関し、損害賠償、広告料金の減額または広告掲載の期間の延長その他の請求を行うことはできません。

第6条（広告内容等の変更）

1. 当社は、広告掲載契約が成立した後も、広告内容等が広告掲載契約の定めに違反し、またはそのおそれがあると判断した場合、利用者に広告内容等の変更を求めることができるものとします。なお、当社が広告内容等の変更を求めた場合であっても、利用者は、広告掲載契約上の責任その他の責任（第三者に対するものを含みます。）を免れることはできません。また、広告内容等の変更により利用者が損害を被った場合であっても、利用者は、当社に対して損害賠償または広告料金の減額、返還その他の請求を行うことはできません。

2. 前項に規定する場合のほか、当社は、広告内容等が広告掲載契約の定めに違反し、またはそのおそれがあると判断した場合、かかる状態が解消されたと判断するまで広告掲載契約に基づく義務の履行を中止し、もしくは広告の掲載を取りやめ、必要に応じて掲載広告の制作の納期及び広告掲載期間等を変更できるものとします。この場合、利用者は、当該中止または変更等に関し、当社に対して損害賠償または広告料金の減額、返還その他の請求を行うことはできません。

第7条（広告料金）

1. 広告料金の金額及び支払期日は、本件申込書に定めるとおりとします。
2. 第1項の規定に関わらず、広告掲載契約が解除または解約された場合の広告料金の支払期日は、広告掲載契約が解除または解約された月の末日とします。
3. 利用者は、広告料金の支払期日までに、当社が指定する金融機関の口座に現金を振り込む方法により、広告料金及びこれにかかる消費税相当額を当社に支払わなければなりません。
4. 第3項の支払いに要する手数料は、利用者が負担しなければなりません。

第8条（支払遅延の効果）

1. 利用者による広告料金及びこれにかかる消費税相当額の全部または一部の支払いが遅滞した場合、当社は、利用者と締結した広告掲載契約及び遅滞のあった時点で成立しているその他の契約に基づくすべての義務の履行を、広告料金及びこれにかかる消費税相当額の全額について支払いがなされるまで中止し、必要に応じて納期及び広告掲載期間等を変更できるものとします。この場合、利用者は、当該中止または変更に関し、損害賠償または広告料金の減額その他の請求を行うことはできません。
2. 利用者は、広告料金及びこれにかかる消費税相当額の全部または一部の支払いを行わない場合、当社に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払う義務を負います。

第9条（広告内容等に関する保証）

1. 利用者は、広告内容等が以下の各号のいずれにも該当しないことを保証します。
 - （1）暴力、賭博、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等その他犯罪行為を肯定・美化・助長するもの、犯罪行為に結び付くもの、風紀を乱したり、犯罪を誘発するもの、またはそれらのおそれのあるもの
 - （2）醜悪、残虐、猟奇的なもの、その他不快感を与えるもの、またはそのおそれのあるもの
 - （3）卑猥性の高いもの、コンプレックスを刺激または不快感を与える内容のあるもの、またはそのおそれのあるもの
 - （4）公序良俗に反するもの、またはそのおそれのあるもの
 - （5）第三者の人権、権利、財産、プライバシー、営業秘密を侵害するもの、またはそのおそれのあるもの

- (6) 第三者に不利益を与えるもの、またはそのおそれのあるもの
- (7) 第三者を誹謗中傷するもの、名誉を毀損するもの、またはそのおそれのあるもの
- (8) 人種、性別、心身の障がい等に関する差別的な表現を含むもの、またはそのおそれのあるもの
- (9) 法律（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、及び不当景品類及び不当表示防止法を含みますが、これらに限られません。）、政令、省令、条例その他規則、行政指導、各業界団体の定める広告に関しての自主規制、JIAAの定める規則及びガイドライン等などに違反するものまたはそのおそれのあるもの
- (1 0) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の定め、厚生労働省の承認・通知等の範囲を超え、医学薬学の学問的根拠がないとみなされる、効能、効果、性能を表示する商品や内容、またはそのおそれのあるもの
- (1 1) 掲載広告の表現と掲載広告のリンク先の内容との間の関連性が低いもの
- (1 2) 掲載広告または掲載広告のリンク先の内容の有用性が低いもの
- (1 3) 明示的もしくは黙示的に競合商品または競合サービスを明示し、または競合商品もしくは競合サービスを示唆した上での比較表現、実証されていない事項を挙げる比較表現、不公正な基準その他の不合理な比較表現が含まれるもの、またはそのおそれのあるもの
- (1 4) 投機、射幸心を著しく煽るものもしくは警告イメージ等の強迫観念を煽るもの、またはそのおそれのあるもの
- (1 5) 非科学的、または迷信に類するもので、当サイト閲覧者を惑わせたり、不安を与えたりするもの、またはそのおそれのあるもの
- (1 6) 第三者の氏名、写真、談話及び、肖像権、商標権、著作権その他知的財産権等を侵害し、もしくは無断で利用したもの、またはそのおそれのあるもの
- (1 7) 内外の国家、民族などの尊厳を傷つけるもの、またはそのおそれのあるもの
- (1 8) 欺瞞的なものなど、いわゆる悪質商法によるもの、またはそのおそれのあるもの
- (1 9) 宗教や政治に関するもの
- (2 0) 紙幣、通貨（またはそれに類似するもの）を連想させるおそれのある表現が含まれるもの
- (2 1) 広告の主体者が不明瞭なものまたは広告の主体または内容その他につき責任の所在が不明確なもの
- (2 2) 内容およびその目的が不明確または視認困難なもの
- (2 3) 内容に虚偽や不当・誇大表示があるもの、誤認・錯誤されるおそれのあるもの
- (2 4) 合理的な根拠（実証されていない根拠を含みます。）に基づかない、または合理的な根拠を明示していない客観的評価が含まれるもの
- (2 5) 選挙運動またはこれに類似する行為（公職選挙法に違反するか否かを問いません。）を含むもの
- (2 6) OS やブラウザの機能等を模倣しているもの
- (2 7) 当サイト閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれのあるもの

- (28) 当社が主体的に広告しているとの誤認を与えるおそれのあるもの
 - (29) 当社が運営する媒体のロゴ・テキストの表記やそれらと混同するおそれのあるもの
 - (30) 当社が掲載したコンテンツまたは当サイト内のコンテンツと誤認または混同されるおそれのあるもの
 - (31) 当社または当サイトと競合する会社、サービスに関するもの、またはそのおそれのあるもの
 - (32) 当社または当サイトの運営を妨げるもの、またはそのおそれのあるもの
 - (33) その他当社または当サイトの名誉、品位、信用を損なうと判断されるもの、またはそのおそれのあるもの
 - (34) 過去に本規約に違反した申込者からの出稿（当該違反が是正されたと当社が判断した申込者を除きます。）
 - (35) その他、当社が不適切と判断したもの
2. 利用者は、第1項各号の一に違反した場合、当該違反により当社が被った損害を、当社に賠償する責任を負います。
3. 第三者から当社または当社の顧客に対し、広告内容等に関連する損害賠償その他の請求がなされた場合において当社が要求したときは、利用者は、利用者の責任及び費用負担においてこれを解決する責任を負います。但し、当該請求が当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第10条（解約）

利用者は、広告掲載契約の成立後も、以下の各号の金額を支払うことを条件に、広告掲載契約を解約することができます。

- (1) 広告掲載の開始日の10営業日までに解約する場合：当該広告掲載にかかる広告料金の50%相当額（1円未満切り上げ）
- (2) 広告掲載の開始日の10営業日以降に解約する場合：当該広告掲載にかかる広告料金の100%相当額

第11条（契約の解除）

1. 相手方が次の各号の一に該当した場合、各当事者は、相手方への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載契約を解除することができるものとします。
- (1) 第9条（広告内容等に関する保証）に違反した場合
 - (2) 広告掲載契約（第9条（広告内容等に関する保証）を除く。）または当社及び利用者間のその他の契約に違反し、催告にもかかわらず速やかにかかる違反が改善しないとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受けたとき
 - (4) 特別清算、民事再生、会社更生、破産等の法的倒産手続き開始の申立てがあったとき
 - (5) 手形または小切手を不渡りにしたとき

- (6) 財政状態が悪化したと判断することが合理的な事象が発生したとき
 - (7) 広告掲載を継続することが自己の信頼を阻害するおそれがあると判断することが合理的な事象が発生したとき
2. 相手方が前項の各号の一に該当した場合、各当事者に対して相手方が負担する一切の金銭債務（広告掲載契約における債務に限りません。）に関する期限の利益は直ちに喪失します。

第12条（免責）

1. 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など自己の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、各当事者は、当該不履行に関する責任を免れるものとします。
2. 当社による円滑な事業遂行のために広告掲載契約に基づく債務の全部または一部の履行を中断または中止する必要がある場合において、当社がその必要な限度において当該債務の履行を中断または中止したときは、当社は、当該中断または中止による損害賠償その他の責任を負わないものとします。
3. 広告掲載期間の初日、及び広告掲載期間中において掲載広告を変更した場合における変更後の掲載広告の掲載初日の午前10時から正午までの間は広告掲載調整時間とし、当該調整時間内の不具合その他の債務不履行について、当社は責任を負いません。
4. 掲載広告の掲載中に、当該広告内容等に含まれるリンク先に不具合が発生した場合、当社は、当該不具合が解消されたことを当社が確認するまで、広告掲載契約に基づく義務の履行を中止し、必要に応じて広告掲載等の期間等を変更できるものとします。この場合、利用者は、当該変更に関し、損害賠償または広告料金の減額その他の請求を行うことはできません。
5. 当社は、広告掲載契約に関連して、間接損害、特別損害、現実には発生していない損害及び逸失利益にかかる損害を賠償する責任を負いません。
6. 広告掲載契約に関して、当社が利用者に対し損害賠償責任を負う場合、当該賠償額は、損害賠償責任に関する広告掲載契約における広告料金を損害賠償責任の上限とします。

第13条（秘密保持義務）

1. 各当事者は、広告掲載契約に関し知り得た相手方の情報について、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示、漏洩し、または広告掲載契約と関係のない目的のために使用してはなりません。
2. 以下の各号に該当する情報については、前項の規定は適用されません。
 - (1) 広告掲載契約に関して知得する前に公知となっていた情報またはすでに知得していた情報
 - (2) 広告掲載契約に関して知得した後に、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報
 - (3) 広告掲載契約に関して知得した秘密情報によらず独自に創出した情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

第14条 (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、広告掲載に際して、自身が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に所属または該当せず、かつ、反社会的勢力と関与していないことを表明し、将来にわたっても所属もしくは該当、または関与しないことを確約するものとします。
2. 当社は、利用者が反社会的勢力に所属もしくは該当する、または関与していると判断した場合、事前に通知等を行うことなく、広告掲載の停止の措置、解約を講じることができます。
3. 本条に基づく利用者の違反による使用停止ならびに解約によって生じた損害について、当社は一切の義務および責任を負わないものとします。

第15条 (権利譲渡の禁止)

利用者は、広告掲載契約に基づくいかなる権利も第三者に譲渡または担保に供することができないものとします。

第16条 (準拠法)

広告掲載契約および本規約の準拠法は、日本法とします。

第17条 (管轄裁判所)

本規約に起因し、または関連する一切の紛争については当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 (協議)

当社および利用者は、本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

以上

2022年7月15日 制定